表2-2　株取引等報告書の提出件数とその態様（令和元～令和５年）

区分 / 年（暦年）	提出件数（件）	態様別取引回数（取得及び譲渡）			
		市場を通じた売買等（回）	相続・贈与（回）	交換・分割（回）	総取引回数（回）
令和元年	48	664（1）	25（2）	7（0）	696（3）
令和２年	94	1,020（1）	29（1）	56（0）	1,105（2）
令和３年	107	1,115（4）	68（4）	46（0）	1,229（8）
令和４年	100	950（2）	41（2）	47（0）	1,038（4）
令和５年	121	2,134（0）	118（3）	56（0）	2,308（3）

（注）（ ）内は、未公開株の取引回数を内数で示す。

倫理審査会では、令和５年の株取引等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など、国民の疑惑や不信を招くような取引等が行われていないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

⑶　所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（令和元～令和５年）は、表２－３のとおりである。

表2-3　所得等報告書の提出件数とその内訳（令和元～令和５年）

区分 / 年（暦年）	提出件数（件）	給与所得のみ		給与所得以外の所得あり	
		件数（件）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）
令和元年	1,354	1,019	75.3	335	24.7
令和２年	1,399	1,056	75.5	343	24.5
令和３年	1,426	962	67.5	464	32.5
令和４年	1,485	1,031	69.4	454	30.6
令和５年	1,509	1,061	70.3	448	29.7

倫理審査会では、令和５年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くような所得等がないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

第３章　倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

１　調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22―１（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22―２（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。なお、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットラインなどを通じて、電子メール、投書等で得るほか、新聞報道等によっても得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

令和６年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は11件であり、前年度から継続して調査が行われた事案はなかった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは６件で合計６人（免職１人、停職２人、減給３人）であった（下記⑵参照）。また、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは５件で合計５人であった。なお、令和６年度の調査が令和７年度に継続された事案はない。

これらを前年度（令和５年度）と比べると、新たに開始された調査件数及び処分等件数は前年度と同数であった（表３－１）。

表3-1　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目 / 年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	累計（平成12～令和6年度）
調査開始事案数（件）		11 〈0〉	15 〈2〉	9 〈2〉	11 〈0〉	11 〈0〉	457
処分等件数（人数）		9（29）	13（46）	7（16）	11（17）	11（11）	431（1,565）
懲戒処分件数（人数）		7（20）	11（20）	3（9）	5（5）	6（6）	260（591）
	免職	0（0）	3（3）	0（0）	2（2）	1（1）	74（91）
	停職	2（2）	3（3）	0（0）	0（0）	2（2）	52（63）
	減給	3（11）	5（10）	2（7）	0（0）	3（3）	75（157）
	戒告	5（7）	0（4）	1（2）	3（3）	0（0）	111（280）
矯正措置件数（人数）		5（9）	4（26）	6（7）	8（12）	5（5）	240（974）

（注）１　〈 〉は前年度からの継続事案数（外数）を表す。
２　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに件数を計上しているため、懲戒処分の件数と矯正措置の件数との合計は、処分等件数と一致しない。
３　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに件数を計上しているため、内訳（免職等）の件数の合計は、懲戒処分件数と一致しない。
４　１事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は、最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの処分等に係る調査結果報告が行われた年度に計上している。